



第 27ty18-1002281 号

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を全額100%

被災地にお届けしています。

受領証

電機連合埼玉地方協議会 様

埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-19 あげぼのビル3F

¥ 85,260-

但 平成27年台風第18号等大雨災害義援金として
上記のとおり受領いたしました。

平成27年10月22日

日本赤十字社

社長 近衛忠煇



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3

TEL 03-3438-1311

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。



お 礼 状

電機連合埼玉地方協議会 様

このたびは、本会の事業にご賛同いただき温かいご寄付を賜り誠にありがとうございます。

本会は災害や病気、自死（自殺）で保護者を亡くし、または保護者が重度の後遺障がいで働けず教育費に困っている高校生や大学・専門学校生に対し奨学金の貸与等で進学を支援するとともに、小中学生以上の遺児には心のケアを行い、将来、広く人類社会に貢献する人材の育成に取り組んでおります。

遺児家庭の生活は、消費税増額の影響でさらに厳しくなっており、奨学金等による教育支援は依然として必要です。遺児家庭が貧困から脱出する唯一の途は子どもが就職して自立することです。若者の就職難が続く中、遺児家庭の多くは大学・専門学校への進学を希望しております。

本会は「教育こそが遺児の未来を切り開く」を理念として、仕送りなしでも大学進学が可能な学生寮の充実を図ります。また、遺児が社会に力強く歩み出していけるよう、「奨学生のつどい」や、小中学生遺児を対象とした心のケア活動にも一層力を注ぎます。東日本大震災遺児のためのレインボーハウスも完成しました。海外遺児支援においても、アフリカをはじめとした世界の遺児の自助・自立へとつながる運動に発展させてまいります。

みなさまのご寄付は奨学金や心のケア活動として遺児の夢や希望になり、世代を超えて遺児たちを支え続けます。今後とも一人でも多くの遺児が夢に向かって人生を歩むことができますよう、ご支援をお願い申し上げます。

2015年10月28日

あしなが育英会

会長 玉井義臣



領 収 証

2015年10月22日
第 267247号

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-5-19-3F

電機連合埼玉地方協議会 様

¥85,260-

但し、あしなが東日本大震災遺児支援募金として

上記正に領収させていただきました

あしなが育英会

会長 玉井 義臣

東京都千代田区平河町1-6-8 平河町貝塚ビル

〒102-8639 電話 03-3221-0888

